第6章 騒音・振動

(1) 国道 6 号線の騒音測定

国道6号線の自動車排ガス調査と同時に、交通騒音の24時間測定を実施している。

① 測定場所 高萩警察署磯原地区交番 (磯原町本町 4-2)

② 測 定 日 平成19年8月6日 ~ 7日

表 6-1 磯原地区交番測定結果

単位: デシベル

	昼 間	夜間
磯原地区交番	74.9	75.7
環境基準	7 0	6 5
要請限度	7 5	7 0

※ 測定結果は、等価騒音レベル(LAeq)による数値。

昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌朝の午前6時までの間をいう。

要請限度の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の数値である。

(2) 騒音規制法に関する届出状況

① 騒音規制法に基づく届出状況

表 6-2-1 特定施設の届出状況

	届出の種類	設	置	使	用	使用	全廃	数多	変 更	施設総数
施設	の種類	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	旭
1	金属加工機械							2	1	375
2	空気圧縮機等	2	5			1	1			592
3	土石用破砕機等							1	-1	23
4	織機									10
5	建設用資材製造機械									6
6	穀物用製粉機									0
7	木材加工機械									116
8	抄紙機									0
9	印刷機械									22
10	合成樹脂用射出成形機	1	35							268
11	鋳型造型機									0
	計		40		0		1		0	1,412

※実事業所数 138

表 6-2-2 その他の届出状況

届出の種類	防止方法変更	承 継	氏名変更	計
件数	0	1	17	18

表 6-2-3 特定建設作業の届出状況

	特定建設作業の種類	件 数
1	くい打機等を使用する作業	1
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	2
4	空気圧縮機を使用する作業	1
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	4
7	トラクターショベルを使用する作業	1
8	ブルドーザーを使用する作業	1
	計	10

(3) 振動規制法及び県条例に関する届出状況

① 振動規制法に基づく届出状況

表 6-3-1 特定施設の届出状況

	届出の種類	設	置	使	用	使用	全廃	数多	変 更	长元小公米
施設	の種類	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	施設総数
1	金属加工機械									0
2	空気圧縮機等									89
3	土石用破砕機等									0
4	織機									3
5	コンクリートブロックマシン									0
6	木材加工機械									12
7	印刷機械									0
8	ロール機									0
9	合成樹脂用射出成形機									9
10	鋳型造型機									0
	計		0		0		0		0	113

※実事業所数 33

表 6-3-2 その他の届出状況

届出の種類	防止方法変更	承 継	氏名変更	計
件 数	0	0	0	0

表 6-3-3 特定建設作業の届出状況

	特定建設作業の種類	件 数
1	くい打機、くい抜機等を使用する作業	2
2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	1
_	±±+	3

② 県条例に基づく届出状況

表 6-3-4 特定施設の届出状況

届出の種類施設の種類	設 置	廃 止	承 継	氏名変更	計(届出数)
金属加工機械	1				1
土石用等の破砕機,摩砕機等					0
建設用資材製造機械					0
木材加工機械					0
鋳型造型機					0
建設等の現場工事に用いるもの					0

表 6-3-5 特定建設作業の届出状況

	特定建設作業の種類	件 数
1	くい打機等を使用する作業	0
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	1
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
	計	1

◇ 騒音規制法及び振動規制法による特定工場等に係る規制基準

用途地域規制基準	/ \	第 1 重氐 畐	住居専用地域	第 2 種低層	第1種中高層	住居専用地域第2種中高層	1 種	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	指定のない地域	力	亡 <u>美</u> 也或		工業専用地域
騒	第		種 区		第			1	第		重区		第		区	
音	8 時	6 時	18 時	21 時	8 時		18 時	21 時	8 時	6 時	18 時	21 時	8 時	-	18 诗	21 時
規 制	<u>‡</u> 18	<u>‡</u> 8	<u>‡</u> 21	<u>‡</u>	<u>‡</u> 18	<u>‡</u> 8	<u>‡</u> 21	<u>‡</u>	<u>‡</u> 18	<u>‡</u> 8	<u>‡</u> 21	$\frac{1}{6}$	<u>‡</u> 18	<u>\$</u> 8 2	<u>‡</u> 21	<u>‡</u>
基準	時	時		時	時		時	時	時		時	時	時		時	時
	50		45	40	55	50		45	65	60		50	70	65		55
振動			第	· 1 和	重 区	域			第 2 種 区 域							
規 制	6	6時~21時				21 時 ~ 6 時			6時~21時			寺	21 時 ~ 6 時			
基準	6:	5 ラ	デシベ	ル	5.	5 デミ	/ベ)	ンレ	70	デシィ	ベル	*	60 デミ	ンベル		*

[※]北茨城市内の「用途地域の指定のない地域」及び「工業専用地域」は、振動規制法ではなく、茨城県生活環境の 保全等に関する条例が適用される。騒音規制法については、市内全域で適用される。

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による振動の規制基準

用途地域規制基準	第 1種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第1種住居地域準住宅地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	指定のない地域	工業地域	工業専用地域
特定施設を 有する工場 の規制基準	人に不快感を与いと認められる	らえる等により、 6程度	その生活を妨	ちげ、又	又は物	に被領	手を与える	ること	がな

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による深夜騒音の規制基準

用途区域規制基準	第 2 種低層 第 2 種低層 地域	第 2種住居地域第 2種住居地域第 1種住居地域第 1種中高層住居地域	用途地域の電業地域でいるい地域の	工業地域
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
深夜騒音に係る 騒音規制基準	23 時 ~ 6 時	23 時 ~ 6 時	23 時 ~ 6 時	23 時 ~6 時
	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
規制対象営業等	飲食店営業、喫茶店ゴルフ練習場営業	営業、ボーリング場営業	类、バッティング練習	揚営業、
禁止事項	響機器から発生す を除き、深夜(午 器を使用してはな (1) カラオケ装 (4) 有線ラジオ	置 (2) 電気蓄音機 装置 (5) 楽器 利用する者は、深夜によ	部に漏れない措置を講 6時まで)においては (3) 録音及び再生 (6) 拡声装置	じている場合 、次の音響機 装置

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による拡声機の使用制限

拡 声 機 0	つ音量	使 用 方 法	使用の時間				
第 1 種区域: 第 2 種区域: 第 3 種区域: 第 4 種区域:	55 デシベル 65 デシベル	 商業宣伝を目的として使用するときは、 回の使用時間は5分以内とし、1回につき2分以上休止すること。 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと。 	午後6時から翌日の 午前9時までは使用 しないこと。				
拡 声 機 の 使 用 制 限	1 病院、学校その他の特に静穏を必要とする施設の周辺の区域では、商業宣伝を 目的として拡声機を使用してはならない。2 航空機から、機外に向けて商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。						

※第1種区域:都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層

住居専用地域

第2種区域:都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高

層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域:都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及

び都市計画法による用途地域の指定のない地域

第4種区域:都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

◇ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

類 型	A		В		С		備考
時間 基準	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間: 6:00 ~ 22:00 夜間: 22:00 ~ 6:00
一般地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	55 デシベル以下	45 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	
道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	A 地域のうち 2 車線以上を有す る道路 B 地域のうち 2 車線以上を有す る道路 C 地域のうち車線を有する道路
	幹線交通を担う道路に近接する空間						個別の住居等において騒音の 影響を受けやすい面の窓を主
	昼間			夜間			影響を受けやすい間の窓を主 として閉めた生活が営まれる ときは、屋内へ透過する騒音に 係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることが できる。
	70 デシベル以下			65 デシベル以下			

- 注 1. 工業専用地域については、地域の類型当てはめは行わない。
 - 2. 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 類型の定義

類型 A 区域: 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層

住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

類型 B 区域:都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び

準住居地域

類型 C 区域: 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域

及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域

※ 幹線交通を担う道路の定義

- ・ 道路法第3条の高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては、4車線以上の 区間に限る。)
- ・ 都市計画法施行規則第7条第1項第1号(一般自動車道に限る。)の自動車専用道路
- ※ 幹線交通を担う道路の近接空間とは、前掲道路端から次の車線数の区分に応じた距離により 特定される。

・ 2 車線以下の道路 : 15 m・ 2 車線を超える道路 : 20 m